

永青文庫「覚帳」収録の訴願に見る 幕末維新期の地域社会

三 澤 純

はじめに

平川新が日本各地に無数に存在する訴願や献策に、新しい意味付けを与え、「1800年を中心とした前後50年の時代」を「民衆が政治とのかかわりを大きく転換させた時代」^{*1}と位置付けたことは、近世地域社会論の中身を一層豊かにした。本稿も、この提起を受け止めて、幕末維新期の熊本藩領で作成された訴願・献策を、中間的身分に属する人々にとっての政治社会領域の拡大という視点から読み解いていく。

現在、近世地域社会論研究に、大きく分けて二つの潮流があることは周知のこととして^{*2}、本稿ではこの分野のホットな議論の成果に学びつつ、分析対象とする訴願・献策に、これまでとは異なる側面から光を当ててみたい。その際、留意しておきたいことは、次の諸点である。

第一点目は、地域社会の指導層として、村役人層を見る際、郷土制度や郷土そのものとの関わり合いの中で見たいということである。郷土は戦前以来の長い研究史を有しながら、各藩・各領で実に様々な存在形態を示すためか、地域運営論の立場に立つ人々からも、社会的権力論の立場に立つ人々からも、議論の枠組みから外され、「今後の課題」としての扱いをされてきた^{*3}。本稿では、フィールドとする熊本藩領の事例を分析する際に、避けては通れない制度だからではあるが、この郷土制度に絡む諸問題を、藩権力や村役人層との関係性の中に位置づけていくことにしたい。

第二点目は、第一点目と深く関わって、身分制の問題や、「役威」をめぐる問題に改めて光を当てることである。どちらも社会的権力論の立場に立つ人々が、地域運営論の立場に立つ人々の仕事を批判する時に重視する問題であるが、近世

中後期の、多くの地域社会にとって、これらが重要な課題であることを確認しつつ、これらの問題と重層的行政機構との関連性を探っていきたい。

近世中後期に、民間社会はそれまでとは比較にならないスピードで肥大化・複雑化していった。その民間社会が国家と対峙し、交渉しようとする時にも、また国家が民間社会をコントロールしようとする時にも、その接点に立つ中間的身分に属する人々を必要とした。その代表的存在はもちろん村役人層であるが、郷土もその一員であり、両者の絡み合いの中で、身分制原則の確認や変更が求められたり、そこから新たな政策の提言が行われたりするるのである。その過程で、彼等が作成する訴願・献策の中には、彼等が直面した問題の内実はもとより、彼等が理想とする地域社会像や、おぼろげながらではあるが国家像までもが示されている。本稿では、これらを素材に、近世中後期において中間的身分層に属する人々が政治化していく実相を跡づけてみたい。

一、熊本藩の地方行政制度と在御家人制度

(1) 問題の背景

最初に、本稿が取り扱う歴史事象の制度的背景を、近世後期に焦点を当てて概観しておこう。

熊本藩の地方行政⁴⁾は、藩政全体を統括する家老衆・奉行衆のもとに置かれた16の部局のうちの1つ、郡方が担当した。郡方の下には評議機関としての御郡間があり、その下に藩領を14の「郡」に区画して、それぞれに数名の郡代が置かれた。各郡の下に、「手永」と呼ばれる中間行政機構が置かれ、村々はそこに編成されていた。郡には大体2つから6つの手永があり、その規模は最小で500石余、最大で2万6千石余であった。手永の長を惣庄屋、その執務機関を手永会所と呼ぶが、ここには惣庄屋の役宅や各種の蔵が備えられ、手永三役（惣庄屋・山支配役・手附横目）をはじめとする地方役人スタッフが詰めていた。さらにその下に五ヶ村組が編成され、各村は相互に連帯して地方行政の末端を担った。惣庄屋や手永三役・会所役人たちは郡を越えて藩領各地を、村庄屋も手永領域内を転勤して回る存在であった。転勤を経て経験を積んだ庄屋が会所役人の中枢を占める手代・下代に任命されたり、手代・下代から手永三役や惣庄屋に登用される場合も

多く、手永役人と村役人たちは実務官僚として、郡代の支配下で一本の人事ラインを形成していた*5。

また手永会所には会所官銭と呼ばれる入用があった。会所官銭には一步半米をはじめとする特定の財源が与えられ、惣庄屋はこれを元手にして新田開発（手永開）・水路開削等の民政一般を展開した。これを質地請け戻し等のために低利・長年賦で百姓たちに貸し付けることもあり、その際の利息や手永開の徳米は、再び会所官銭に戻され、次第に蓄積が進められていった。特に大規模な干拓事業や灌漑事業は、手永の領域を越えることも多く、このような場合、郡代の下で惣庄屋たちが連携し、それぞれの会所官銭を持ち寄って運用することもあった。

惣庄屋は知行取であり、本来ならば村役人層の範疇に入れるべきではない。しかし本稿ではこうした諸点を重視して、惣庄屋を村役人から連なる同一線上で把握し、この線上に連なる各種の役人を「地方役人」と総称していく。

一方、熊本藩では近世中後期以降、在御家人制度と寸志制度とが整備され、これが村・手永・郡を貫通して、藩領内の身分秩序形成に大きな役割を果たしていた。このうち前者は、寛永9（1632）年に細川氏が肥後に入国した後に在地軍事力、特に鉄砲所持者を組織化したことに端を発しているが、その後、全国的にも展開した金納郷士制の一種として、寸志・褒賞によって苗字・帯刀を認めるシステムが整えられ、この二つの制度が一元化されていった。以後、本稿ではこの二つの制度を、後者を前者に含み込ませて、在御家人制度と呼ぶことにする。

その過程で、寸志とそれに伴う待遇付与のシステムが次第に明確化されていき、社会的広がりを持つようになっていった。特に安永・天明期以降は、それまでの大まかな類型による寸志から、目的明示的な寸志へ移行し、特に「村々救立寸志」「難儀者取救寸志」等、社会救済目的の寸志や、「龍口御屋敷類焼寸志」「江戸城二丸修復御手伝御用寸志」等、藩財政補填を目的とした寸志が増加していくことになった*6。これに対応して、宝暦期の藩政改革時に形成され始めた身分の序列化政策が浸透していくこととなり、表1に示すように、寸志の金額に見合っただけで細分化された席次が、それぞれに許可される待遇・特権と結びついて形成されるに至った。

このうち、郡代直触以上の者を在御家人と呼ぶが、それぞれ支配系列において村庄屋の支配を離れ（「村人数放」という）、直接に郡代から触が届く者のことを

指す。在御家人となった者たちは親子数代をかけて寸志を繰り返す、次第にその地位を上昇させていくことが通例となっていた。

在御家人たちは、庄屋支配を抜けていたため、百姓とはみなされず、夫役負担を免れ、年貢は負担したが、農業経営は名義人としての高主を立てて行うことになっていた。そのような農業経営の傍ら、剣術・柔術・鉄砲等の師に入門し稽古を続けることが義務付けられ、藩側からの呼び出しに即応できるように武具の準備や手入れを行なわなければならなかった。その呼び出しは「奉公」と呼ばれたが、表2からは奉公の実態が主に「見締」と称される手永内の警備活動であったこと、先述した在御家人の増加に伴って、年を追うごとに見締の中身が細分化し、職務が増やされていっていることを看取できる。

このようにして地方行政制度と在御家人制度という二つの制度がリンクして構成されることになる地域編成は、図1のように示される。以後の行論の必要上からも、ここで注目しておかなければならないことは、ここに示される人々の多くが、それぞれ表1に見られるような寸志を繰り返す、在御家人としての階梯を登り続けている者たちであるということである。つまり二つの制度は別々に存在するわけではなく、個人に則して言えば後者を基本として、これに前者が絡んでいるという構造になる。

具体的には在御家人として「一領一疋」の格を有する者が庄屋や会所手代を務めているとか、「諸役人段」の格を有する者が惣庄屋を務めているという場合が多い。従って全領民を含み込んだ藩の身分秩序形成の上層に位置する在御家人層と、民政の支柱となる地方役人層との関係性の中から、地域運営上の複雑な問題が発生していくことになるのである。

(2) 問題の発端

地方行政制度と在御家人制度と絡み合いの中で発生する問題の典型例を、次の史料で見てみよう。

【史料1】*7

御内意之覚

諸手永庄屋・会所役人共、傘御免被仰付被下候様先年書附を以奉願置候趣御座候得共、今以如何様共御沙汰無御座、(中略)甚当惑仕候一条御座候ハ、是

迄役人共御役所江 差出候節、雨天之砌蓑笠二而罷出候得者御用物濡損、御達申上候儀難叶成様二茂相成候 故、先年奉願置候儘御僉議中ト奉存候所より、
(a) 強雨之砌者御用物を覆候為、傘相用來候哉二相見、将又地方二懸り見分筋御座候砌と申、就中近年地推仕候二付而者見凶帳を初、大切之諸帳面野表江持出取扱候中、頓二雨降出候得者傘御免無之庄屋茂無拋傘二而雨を覆、見分を請申儀相見申候、是等之儀支有無屹ト相分り居不申候而者御制度見扱役之処分二係り、私共手許茂煩ハ敷当惑仕候、(b) 右二付而者御用物文箱二入、役人共蓑笠之下二持參仕、地方見分向茂雨天二成候節者見分相止メ引取候歟、又者傘御免之小前共呼出差覆せ可申候得共、(c) 根元町方二而者自由二相用候品、(d) 於在中役人たり共難叶訳筋者定而農家之業、蓑傘を以相勤可申事二付、其支配仕候者も同様之儀二無之候而者、教を布候筋合貫キ不申との事共歟と奉存候処、(e) 逐年依寸志傘御免被仰付来農家之風、古今一変仕、(f) 支配下之小前共不苦之品、頭分之ものともハ難叶儀二相成、上下順を失、吉凶之節等庄屋・小前同道仕候二も其出立転倒仕居候而者自然と役権を失、平常之抑揚二も障り候様罷成可申事故、兼而圭角二相勤候庄屋も内実 此儀者 被相行居不申哉二相聞、(g) 今以相考候得者村人数二差離候以上之寸志者其通二御座候得共、庄屋支配之もの、頭役を越候傘寸志之倡者遠慮仕可申処心付薄、(h) 最早一村二而三ヶ一、間二者其上二茂およひ、御免被仰付候傘二而御座候得者、今更可仕様無御座後悔仕候、然処寸志之御扱、礼服御免之もの、小脇差・傘・合羽・菅笠者其以下之品二付都而 被差免置、小脇差御免之者勿論、傘・合羽・菅笠被差免置候儀二御座候、(中略) 乍恐此節御別段之筋を以、小脇差御免之寸志、傘被差免置候御例二被准、庄屋以下脇差を帯候役人共之儀ハ以往傘御免被仰付被下候様有御座度奉願候、(中略) (i) 右者私共此節打寄、御取締筋申談仕候二付而当惑心配仕候稜々、乍恐御内意奉願候間、重畳宜敷被為成御參談可被下候、為其覚書を以申上候、以上

天保十一年九月

諸手永御惣庄屋共

諸御郡御代官衆中

これは熊本藩領内の惣庄屋たちの総意で、地方役人が雨天時に傘を差すことを正式に許可して欲しいと、郡代の集団に願い出たものである。庄屋たちは職務で

外回りをすることが多く、特にこの時期は「地推」（検地に準じる土地再調査）の最中に見図帳等の重要書類を野外に持ち出すことが頻繁であった。惣庄屋たちは、その時に雨が降り出し、傘を差す権利を持たない庄屋が書類を濡らさないためにやむなく傘を差した場合、それは合法なのか違法なのかがはっきりしていなければ、上役としての自分たちが困るというのである。表1に明らかなように、傘を差す権利も寸志額に応じて決められていたが、この権利が侵されていないかどうかをチェックする役目が「御制度見扱役」であり、これは在御家人たちが勤めていた。おそらく領内各地で、御制度見扱役たちがこの件で多くの地方役人を摘発し、その処理案件が惣庄屋の元に持ち込まれたため、このような対応が取られたのであろう（傍線部 a）。

しかし問題の本質は、もっと複雑であった。傍線部 d によれば、地方役人たちは百姓身分と見なされていたため、雨天時でも傘を差せず、蓑笠を用いていた。しかし先述したように、彼等の多くは在御家人であったから、ほぼ全員が個人的には傘を差す権利を獲得していたはずである。しかも傘は町方では自由に差すことができたから（傍線部 c）、彼等が傘を差すことができないのは、地方役人であるが故であり、勤務中に限ってであると推定できる。そう考えれば、「現状のままでは、野外で仕事をする庄屋や会所役人たちは雨が降ってきたら、地推の作業を中断するか、傘を差す権利を得ている小前百姓を呼び出して、その者に傘を差し掛けてもらうかしかないのだ」（傍線部 b）という惣庄屋衆中の痛烈な皮肉にも合点がいく。

しかし傍線部 d のような原則論は、寸志の制度がその前提を大きく掘り崩していた。傍線部 e や h で、惣庄屋は寸志制が「農家之風」を「古今一変」させており、その結果、村によっては百姓の三分の一以上が傘を差す権利を得ている所もあって、傘を差すことができない地方役人層との間で矛盾が深まっていると述べている。村内の冠婚葬祭の時など、庄屋と小前百姓が同道する際、「出立転倒」^{いでたち}している様子は、「上下順を失」っており、「平常之抑揚二も障」という主張は、彼等の立場に立って考えてみれば極めてリアルである（下線部 f）。但し、惣庄屋をはじめ地方役人たちも、傍線部 f に述べられるように、寸志制そのものを批判している訳ではないことは注意しておかなければならないだろう。

さてこの訴願が、惣庄屋たちが寄り合いを開いた結果まとめられていることは、

傍線部 i から読み取ることができる。惣庄屋たちの集会は、現在までに明和 7 (1770) 年や文政 11 (1828) 年のものが知られており、会議記録が残されている場合もある*8。記録が残されている文政 11 年の集会では、町家奉公・寺社奉公・普請出夫・諸作事料等々について話し合われ、それぞれについての要求事項が郡代衆中に申し入れられている。このほか熊本城下に最も近い飽田・託麻郡内の 6 手永の惣庄屋たちは、「千葉城惣会談」と呼称される集会をしばしば開いている*9。ところで本稿が注目する「諸手永御惣庄屋共」(以下、惣庄屋衆中と呼ぶ)が「諸御郡御代官衆中」(以下、郡代衆中と呼ぶ)に宛てた訴願は、永青文庫細川家文書をはじめ、領内各地の地方文書に数多く存在している。しかしその数に比して、確認済みの惣庄屋集会の回数が極端に少ないのは、未発見の集会があることが予想されるとともに、千葉城会談のように郡単位での集会で起草された稟議書が各手永を廻り、合意が取り付けられて正式な訴願となるというルートもあるからだと思われる*10。

これまでの熊本の地域史研究は、この惣庄屋集会に加えて、庄屋や頭百姓たちの集会の存在を指摘しながらも、「自治的性格が極めて稀薄」*11だと評価してきたが、本稿ではこのような前提には立たないことにしたい。これらの集会は確かに領民支配に関わる上意下達の機関としての側面もあるが、むしろ【史料 1】のように惣庄屋衆中が、郡代衆中に宛てて、藩政に注文を付ける内容の訴願を作成・提出している側面を重視したい。そして【史料 1】が地方役人の主張を受け止めて、惣庄屋たちが集会で話し合った結果であるように、これらの各種集会は段階的に積み上がって連絡しあっており、それぞれ集団としての意見をまとめる場として機能していた可能性もあるだろう。

次章では、明治に入って相次いで提出された惣庄屋衆中の訴願に注目し、身分秩序に関する諸問題に限定してではあるが、惣庄屋たちが地域運営上、どのようなことに疑問を感じ、それをどのように解決しようとしていたのかについて考察を行っていきたい。

二、地方役人層の「役威」と地域社会

(1) 郷土層の数値把握

熊本藩の在御家人制度が中間的身分層に属する人々を増大させていったことは前章で触れたが、ここではその最終的な帰結を数値で確認することで、その全体像を示しておきたい。

まず明治期の士族の存在状況を、量的側面から検討しておこう。表3は、明治17(1884)年の各県別人口・士族人口(ともに戸主と家族全てを含む)を示した原表^{*12}から、上位12県(道・府を含む)と全国平均とを抜き出したものである。なお士族とは、近世期の大名家臣団・旧将軍家旗本・下級公家・由緒ある郷土・神職等から構成されている。因みに明治17年は、原表が依拠した『日本帝国統計年鑑』において県別の族籍人口が初出する年である。

この時期の県域と近世期の藩領域とが一致しないことを考慮に入れても、この表3から大略、次の諸点を読み取ることができるだろう。

- ①近世期に国制を異にした沖縄県と、兵農分離原則が貫徹していなかった鹿児島藩領を含む鹿児島県及び宮崎県は、特例と位置づける。
- ②明治維新以後、多くの士族が移住した結果を反映していると思われる北海道と東京府も特例とする。
- ③以上の特例を除けば、佐賀藩領を含む佐賀・長崎両県、山口藩領を含む山口県、熊本藩領を含む熊本県が、実質的に士族比率が高い三県となる。
- ④上記の3県においては、旧将軍家旗本・下級公家の存在は無視してもよく、神職等の数も全体に影響が出る程の差異は想定できないと考えられるため、この3県の士族比率の高さは、大名家臣団と郷土との多さに起因していると断定できる。

次に、ここからさらに時間をさかのぼらせて、版籍奉還時に維新政権が行った藩領実態調査の結果を見てみよう。表4は、この調査結果を集成した『藩制一覽』^{*13}から、西日本の主な大藩を対象にして、その藩の全人口・士族人口・卒人口(いずれも戸主と家族全てを含む)をまとめたものである。

ここで言う「卒」とは、明治初年に用いられた士族と平民との中間に位置する身分呼称である。卒には、大名家臣団のうち軽輩(中間・足軽等)身分の者、旧

将軍家御家人の大部分、公家や寺院の家士、そして郷土たちが含まれている。但し、卒身分の存在意義に疑問が呈されたため、廃藩置県後、卒は廃止され、士族と平民とに振り分けられた。従って、表3の士族数は、表4の卒が、士族と平民とに振り分けられた結果を示していることになる。

表4においては、山口藩のデータが十全ではないため^{*14}、大まかな比較しか行うことができないが、ここから読み取ることができることは、以下の諸点であろう。

- ①表3で抽出した三藩（県）のうち、士族比率は、佐賀藩が際だって高く、熊本藩はその他の諸藩と変わらない。
- ②佐賀・熊本両藩とも、卒比率が二桁に達するほど高く、士卒人口を合計した上での比率も高い数値を示している。
- ③佐賀・長崎両県の士族人口の多さは、佐賀藩の士族・卒人口の多さと、明治以後、特に長崎県に流入した士族人口の多さとの双方に起因する。
- ④これに対して、熊本県の士族人口の多さの原因は、熊本藩の卒人口が士族人口の4.5倍になるほど多いことに求められる。

次に、表4の士卒合計値から表3の士族値への変化の度合いを、熊本に限って見てみよう。繰り返しになるが、表3段階の県域と、表4段階の藩域とが一致しないことは当然のことである。例えば熊本県の士族値は、ここで問題としている旧熊本藩に加えて、旧人吉藩と旧幕領天草のデータが入り込んでいるのであるが、明治期における士族や郷土の量的側面を浮き彫りにするために、これ以外に有効な手だてが見つからない以上、少々乱暴な方法であるが、やむを得ないと判断せざるを得ない。二つの表を見くらべると、熊本藩の士卒合計数は87,783人であるのに対して、熊本県の士族数は76,605人であり、一見すると前者の9割弱が士族として認められたように見える。

これを、熊本藩側に残された表4の数値の元になった統計資料を組み込んで、さらに詳細に検討してみよう。これによれば、熊本藩側が「藩士」「兵卒」として届け出たものが、『藩制一覧』では人数をそのままにして「士族」「卒族」と名称変更されていること、この場合の「兵卒」は「帯刀以上」と明言されていること等が分かる^{*15}。また旧藩領内にはこれ以外の武士的身分として、「従前陪臣」・「両末家士族卒族」（「両末家」とは、高瀬及び宇土の細川家分家を藩主とする私

藩のこと)が、それぞれ15,867人、9,308人(ともに戸主と家族全てを含む)いることが分かっているので^{*16}、これらを「士族」「卒族」と合算すると、熊本藩内の武士的身分の者は112,958人、全人口比は15.68%となる。表4では、他藩との比較の都合上、『藩制一覽』に「士族」「卒族」と記載された者のみを対象としたが、旧熊本藩領には、実際にはこれだけの「武士」が存在していたことが分かる。

一方、熊本県の士族数から、『藩制一覽』に記されている人吉藩の士卒合計数18,298人^{*17}を差し引くと58,307人となる。つまり旧熊本藩領にいた112,958人の武士のうち、これだけが最終的に士族として認定されたことになり、その比率は51.61%である。旧幕領天草の数値を組み込めば、この比率はさらに下がるはずであり、その分、平民と認定された者が多くなることになる。平民に編入された者の大多数は卒身分の者、特に一代限りの卒であったから、熊本藩の「武士」の多さは、一代限りの卒の多さに支えられており、その要因は、ひとえに在御家人制度であったことが判明する。

(2) 低下させられていく「役威」

近世後期の熊本藩政、特に民政や軍政は、当然、大きく膨らんだこの在御家人層をどのように処置するかという一点に基底されていたと言っても過言ではない。熊本藩における軍制改革は、嘉永6(1853)年以降、幕府から命じられた相州警備に端を発して開始され、元治元(1864)年・慶応元(1865)年の二度にわたる幕長戦争(熊本では、特に後者を「小倉出兵」「小倉戦争」と呼ぶ)への参戦によって本格化された。この間、軍備の西洋化とともに、「郷兵」設置が推進されたが、基本的に郷兵の担い手として期待されたのは、大量に存在する在御家人とその子弟たちであった。実際に10年間続いた相州警備や、京都警備、天草警備には多くの在御家人たちが動員されている^{*18}。

これを在御家人の側から見れば、幕末の激動期は、急速に「奉公」の頻度・日数が増していった時期だと言える。それまで表2のようにほぼ手永内部の警備活動に限られていた奉公は、藩の軍事出動が頻繁になったり、しかも出動地が相模や京都等のように遠隔地になったりするに従って、頻繁かつ長期間に及ぶようになった。特に慶応期になり、藩が正規兵を、変事に備えて待機させ、警備のため

の派兵には在御家人を当てるとの方針を立てると、藩にとっての彼等の存在はこれまで以上に重要になっていった。そして小倉出兵の際には、遂に在御家人たちも従軍させられることになったのである。

このことは在御家人層と地方役人層との関係性をより難しくしていくことにつながった。藩側は、例えば慶応3（1867）年に募集された「御軍器買上寸志」のように、軍備刷新の費用をも寸志で賄おうとしていたから、その分、身分や格式の「安売り」に拍車がかかることになり、民政はますます混乱していった。明治に入り、軍制改革が藩政改革全体の主軸としての位置を与えられるようになると、これに対応するために惣庄屋衆中の動きも活発化してくることになる。次の史料は、その先駆けをなすものである。

【史料2】*19

御内意之覚

近年寸志御倡ニ而在御家人相増候段者奉恐悦候処、当今之御時躰銃隊御組立ニ付而之寸志且村々居成ニ而御家中譜代家来御抱方、御旧格を被変、村人数放茂被仰付、御手木・御長柄之類茂総而帶刀仕、小前雜居ニ而帶刀仕候者多、私共附属之役人共自然と役権を殺シ候容ニ相成、惣躰之抑揚ニ差障候稜御座候間、此砌之儀ニ付庄屋並会所手代・下代、苗字帶刀御免被仰付被下候様奉願候、此段御内意覚書を以申上候、以上

明治二年三月

諸手永御惣庄屋共

諸御郡御代官衆中

これによれば、村々ではおりからの在御家人の増加に加えて、「御手木・御長柄之類」と称される武家奉公人も増加しており、その双方が村人数から離れて百姓身分ではなくなっているにもかかわらず、小前百姓と「雜居」しているところから問題が発生していることが分かる。彼等は帶刀を許可されているのに対して、地方役人に許されているのは、後述するように脇差のみであった。これでは「自然と役権を殺シ候容ニ相成、惣躰之抑揚ニ差障」るようになっているといえる。

先にも触れたが、地方役人は個人としては在御家人の格を獲得し、苗字帶刀を許可されている者が多かったから、この訴願の意味するところは、（そうした権

利を持たない者たちに対する権利拡大の意図も一部には含まれていたのだろうが)、勤務中にその権利を行使させて欲しいということであるはずである。この訴願には、郡代衆中も賛意を示し、同趣旨の訴願を彼等の上司である「御郡方参政中」に提出している*20。

庄屋が勤務中に帯刀することを許可して欲しいという訴えは、他ならぬ庄屋たち本人からも惣庄屋に対して願ひ出られ、藩庁もこのことを把握していた。

【史料3】*21

乍恐御内意申上覚

私共儀、御雇之筋を以庄屋役被仰付置、(a) 役前二而罷出候節者刀を帯不申、役前二不係罷出候節者刀ヲ帯候筈ニ被仰付置候処、久住手永村々之儀、先達而非常洪水ニ付而 所々損所等急迫御手入筋之儀有之、私共今月七日会所江御呼出被仰付候間、いつれ茂脇差を帯罷出居申候処、同夜五ツ比岡御領内朽網江一揆差起候ニ付而、(b) 惣御家人衆急速御会所江駆付之御達相成、何れ茂小銃持参承付次第、一統罷出候処早速御境目外聞並久住山法花院江兵隊御繰出ニ相成、小荷駄方等諸御用筋私共之内被召仕候処、(c) 前文申上候通庄屋役前二而罷出、刀者帯不罷出候ニ付而者、遠村者御会所Y四五里茂相隔居取寄候間合無御座、必至度差支申候間種々心配仕、漸御用間者合せ申候儀ニ御座候得共、甚無心元次第ニ奉存候処、当御手永之儀東南北他御領江相接居候所柄、殊ニ方今之御時体此上何時異変可有之哉茂難奉計御座候処、右様急変之節万一御用之儀者前件申上候通、(d) いつれ之村方茂他御領之庄屋々々者都而平日刀を帯、下役之もの者小脇差を相用申候間、御用向応接之節御小藩之庄屋共Y幅合相劣、何とそ都合悪敷心痛仕候儀も御座候間、旁以御別段御出格之御参段を被為、(e) 以向後御会所出勤を初、村方打廻等平日刀を帯候儀御免被仰付被下候様、幾重ニ茂宜敷奉願候。為其御内意之覚書を以申上候、已上

明治二年七月

御郡筒

首藤 多三郎 印

(以下、一四名省略)

永井 治左衛門 殿

この訴願は、豊後国内にあった熊本藩領久住手永内の庄屋15名による連名で、

惣庄屋に宛てられている。久住手永には15の村があったから^{*22}、全員一致の意見である。しかも彼等は村名を名乗らず、在御家人としての格のみを肩書きとしており、その内訳は御郡筒1、一領一疋1、地士8、郡代直触4、歩御使番列1となっている。このことは彼等全員が、個人としては帯刀の権利を獲得していることを示している。そのことを踏まえて傍線部 a を読めば、【史料1】【史料2】を検討する段階で推測してきたことがはっきりと裏付けられることになる。即ち、庄屋たちは私人としては帯刀できても、公務中はできなかったのである。

そうした規定の下で、首藤らが洪水被害の処置を施すために手永会所に呼び出されていた時、隣接する岡藩領朽網で一揆が発生する。この一揆が自領内に波及することを恐れた熊本藩の小国・久住郡代は、すぐに久住手永内の在御家人を召集するが、駆けつけた在御家人たちはいずれも小銃を携えていた（傍線部 b）。このような緊急事態に際して庄屋たちも在御家人として、一揆拡大を防止するために派遣された兵の背後で「小荷駄方等諸御用筋」、即ち後方支援活動を行った。傍線部 c によれば、首藤らは脇差のみを携行していたため、この仕事の最中も「甚無心元次第」であったと訴えている。そのため三方を幕領・岡藩領・府内藩領に接しているという久住手永の地理的特殊性と、維新时期特有の不安定な在地情勢とを根拠として、庄屋が勤務中（傍線部 e 「御会所出勤を初、村方打廻等平日」）に帯刀することへの許しを勝ち取ろうとしている。その際、「他藩・他領の庄屋は皆帯刀しており、小脇差のみであるのは下役の者で、これでは小藩の庄屋より見劣りしてしまい、大藩の体面が保てない」（傍線部 d）と、大藩の体面を前面に押し出した主張がなされていることも見逃せない。

さて文化13年（1816）正月に、熊本藩が出した「村庄屋共江」という文言で始まる教諭書では、庄屋たちの内証の寄合を禁じ、寄合を開く必要がある場合には手永会所で行うように達している^{*23}。これは藩側が、庄屋が横断的に結束することを警戒していることを物語っていると同時に、庄屋連名の意見書がいったん提出されてしまえば、相当の効力を発揮することを示していると考えられる。久住手永の庄屋の、しかも全員一致のこの訴願は、惣庄屋宛でありながら、郡代の署名も添え書きも無いままに藩庁内の郡方「覚帳」に綴り込まれているが、この史料の存在形態は、まさにこれらのことを裏付けているのだろう。

また【史料2】と同様の問題は、惣庄屋をはじめとする手永三役の権威をも脅

かし始めていた。危機感を抱いた惣庄屋衆中は、郡代衆中に訴え、郡代衆中から御郡方参政衆中宛に、次に掲げる訴願を提出してもらっている。

【史料4】*24

御内意之覚

諸手永御惣庄屋以下三役之儀者、於在中者枢要之役柄二而万事様々成抑揚筋二茂携候儀 者申迄モ無御座候処、近来寸志之面々等夥敷有之、歩御使番列迄程々ニ相進候ニ付而ハ、所柄次第二者自然と席押立ニ而、御惣庄屋共Y諸通達物を初一体之差凶向等等閑ニ相心得、倨傲之姿茂相見江候様之儀も有之様子相聞如何之事ニ御座候間、向後右三役之儀者於在中者惣御家人之口ニ被附置候様有御座度、尤御礼式ニ係候儀者是迄之通ニ被仰付置候ハ、差障之筋茂有之間敷奉存候。左候ハ、一体役威相立取締可申見込申候間、此段不閑御内意仕候条、宜敷被成御参談可被下候、以上

(明治二年) 五月

御郡代

御郡方参政衆中

この史料が語る問題の構造は、【史料1】【史料2】と全く同じであるため、説明には多言を要さない。近来、寸志の面々が夥しく輩出されるようになり、惣庄屋はじめ手永三役からの指示を「等閑ニ相心得」たり、時としては「倨傲之姿」も見えるようになったので、以後、三役の者たちを「惣御家人之口」に付けて欲しいと、郡代たちが願い出ているのである。先述したように、惣庄屋は二人扶持から四人扶持、15石の知行取であり、手永行政の最高責任者であったから、その惣庄屋がないがしろにされるという事態は、藩政上の大問題であった。

その解決策として提案された「惣御家人之口」に付けるということ、別の史料では「在中御家人之上座ニ被附置段」*25と表現しているから、これは郡代が手永会所に来訪した時などに在御家人たちが一同に会する場合の席次の順番を意味していると考えられる。これまでは寸志で獲得した格式の高い順に座っていたものを、手永三役の「役威」を保障するために、格式の上下を問わずに惣庄屋から座る順序に改めて欲しいということである。【史料4】の中で「尤御礼式ニ係候儀者是迄之通ニ被仰付置候ハ、差障之筋茂有之間敷奉存候」と述べられていることは、藩が正式に定めた礼式に準拠しなければならない場合は従来通りにすると

いう意味で、行政上の事務に関わる場合と区別されているのだと思われる。

(3) 「役威」創出運動と藩政の対応

さてこのように相次いだ訴願を、藩側はどのように受け止め、処理したのであろうか。

幕末維新期の社会情勢に合わせて、新たに手永三役の役威を創出するように訴えた【史料4】については、藩庁内の選挙方（人事担当）での詮議の内容が分かる^{*26}。これによれば選挙方は「御惣庄屋者在御家人中之目当二相成候身分、役威無之而者治り兼可申」と、図1では郡代の下で同格となっている惣庄屋と在御家人とについて、前者の実質的な上位性を認めている。その上で、藩士間では、時限的に重職を担っている者が、本来ならば上席の同役よりも上座に座る規定があることを援用して、この場合も、惣庄屋たちが望み、郡代たちが後押しした訴願内容を全面的に認めた達を同年6月29日に出すに至っている。

地方役人が勤務中に苗字帯刀の権利を行使することへの許可を求めた【史料2】については、郡方で詮議が行われている^{*27}。郡方役人が話し合った結果をまとめた「志らへ書」によれば、在御家人と武家奉公人の増加によって、村落内部で帯刀する者が急増している事実を認め、これを「誠二銃隊御倡二付而在御家人之権相立、役権者自然と薄成行、抑揚二差障候様之稜モ有之儀者相違も無之」と評している。つまり軍制改革が在御家人の数をさらに増やし、それに応じて地方役人層の権威はますます低下していつていると述べているのである。しかも地方役人は「御用辺二係り候節者一刀二而出方いたし候仕来」があるので、百姓たちは「一刀二而者時躰二釣合悪敷恥思ひ」、「会所見習杯二ハ罷出候ものも無之」になって来ている状況を重大視している。会所見習は、経験を積んで、末は庄屋や会所役人に出世していくことを期待された有能な若者たちに与えられる役職であるが、村内では一刀であるが故にこれに就こうとする者がいなくなっているというのである。結局、郡方役人らは【史料2】を「尤之願筋」と認めて早速、選挙方との協議に入ることを提案する。

しかし御郡間での評議で、「苗字御免」は必要無しと判断され、勤務中の「帯刀御免」だけが許可されることになった。しかも今回は選挙方との協議は省略され、郡方のみの決定によって、明治2年9月14日に、少参事名で、郡代衆中への

達が出された。【史料2】が提出されたのが明治2年3月であったから、郡方がこの結論を出すまでに半年の時間がかかっていることになる。

だが新しい社会情勢に応じた役威の創出を求める、地方役人層からの訴願はその後も止まらなかった。明治3年1月には、惣庄屋衆中が、会所小頭以上に勤務中の帯刀、村の頭百姓に小脇差を許可して欲しい旨の訴願を提出する^{*28}。その中には「小前之者共何となく帯刀ニ目馴、一刀之役人者自然ニ輕視仕候様之気味ニ相成」とあり、先に触れた郡方の調査結果を裏付ける文言が見られる。

この訴願は2月4日には却下されてしまうから、【史料2】と較べれば、郡方での詮議の期間はずっと短かったことになる。理由は「右様輒ク被差免候而者際限茂無之」というものであった。頭百姓が小脇差を携行することを許してほしいという要求は、頭百姓も「乍纔役人之部類ニ御座候間」という根拠でなされていたが、「役威」をめぐる地域社会内部の混乱は、まさに「際限無き」状況に立ち至っていたのである。

従来、地域社会をリードしていく主体は豪農層として理解され、その豪農層が政治権力と結びついた結果として彼等は地方役人になり、その証しとして苗字帯刀が許可されると理解されてきた。地方行政制度の中で与えられる「役」は公的領域と連結され、金納郷士制度の中で位置付けられる「格」はそれを裏打ちする機能を果たすと見られてきたのである。郷士制度を地方行政制度の補完物と見るこのような研究姿勢は、郷士を地域社会を構成する一つの存在として数え上げはしても、それを公的領域との関わりの中で、分析の俎上にまともに乗せることはなかった。

しかしこれまで述べてきたように、熊本藩領では明確に在御家人制度が身分秩序形成の基本線であり、これと地方行政制度とが地方役人たちが望む形でマッチしていない点に、彼等の不満が集中している。「村役人は百姓身分」という大原則の下で、献金額に応じて上昇していく「格」は、地方役人としての公的領域ではその権利行使ができず、私的領域でしか機能させることはできなかったのである。

その意味で、地域運営論の立場の諸成果を「役威」の構造を見落としていると批判する議論も一面的評価に陥っていると判断せざるを得ない。例えば志村洋は「つまり、幕領組合村論や非領国地域論で述べられてきた18世紀半ば以降の重層

的行政機構の確立といった動向は、そのまま個別藩領にも当てはまるのではなく、藩領では身分制社会特有の地域運営原理が色濃く現れていたのである^{*29}と述べるが、その「身分制社会特有の地域運営原理」も各藩領で一様ではなく、熊本藩の場合、それを確立させるために地方役人たちが重層的に集会を開き、訴願を作成している側面こそが重要なのである。役威があることを重視せよという主張は、役威を固定的に見ることにつながり、引いては役威が幅を利かせる地域社会で開かれる各種の集会を「自治的ではない」と断定してしまうことにつながる。役威をめぐる問題を、その質的变化まで視野に入れて把握した時、役威を創出することを目的の一つとして開かれた集会の歴史的意義を正確に捉えることができると思われる。

おわりに ー在地合議体制の歴史的意義ー

これまで検討してきた訴願は、在御家人層と対峙する局面で、地方役人層が藩権力に対して、自らにふさわしい「役威」を創出することを求めるもので、その意味では領主支配の強化を目指す内容を含んでいると言える。しかし同時に、このことは、地方役人層がア priori に藩権力と強く結びついており、だから役威が付与されているという見方に大きな修正を迫る内容を含んでいる。幕末維新期の熊本藩では、役威は運動して獲得されるべきものであったのである。その意味でこれらの訴願が、集会が開かれ、そこでの集団的な議論と意思確認を経た上で作成・提出されている側面には、今後より大きな注目が集まるべきだと思う。

在御家人制度が身分や格式の「安売り」状況を生み出し、民政を混乱に陥れているという批判は管見の限りにおいても、天保12年（1842）に執筆された横井小楠の「時務策」にまで遡ることができる。その後、小楠は弘化4年（1847）8月22日付長野濬平宛書翰において、「町家寸志もの御問合い才承知いたし候。是は元来有間敷筋にて申がたき事に御座候へ共、官府之失政之第一に存申候」^{*30}と述べ、その藩政批判の度合いをヒートアップさせている。

さらに明確な批判は、布田手永在住の在御家人で、在御家人としては最高位の部類に属する御留守居番方にまで進席した赤星伊兵衛によって文久2年（1862）に執筆された「口上之覚」（執筆時は御留守居御中小姓席で、この献策は郡代宛

に提出された)の中で、次のように展開された。

【史料5】^{*31}

御軍備之御儀御不足も被為在間敷候得共、猶此上二も炮器軍艦御製造有之度、
炮器軍艦御製造之御用金は富家より寸志錢被召上候而モ可然歟と奉存候、併農
民より寸志錢被召上、新二帯刀御免被仰付候而は、農民之戸数減シ而、詰り役
男夫立之迷惑二も相成、作毛之実りも悪敷相成可申奉存候。

赤星は藩が軍備拡大のために民間社会からその資金を集めること自体は肯定した
上で、その徴収対象は「富家」に限られるべきであると述べている。すなわち藩
が無原則的に一般の百姓から寸志を徴収し、その結果、帯刀特権を獲得する者が
増え、これに反比例して夫役を務める「役男」が減少することを、このままでは
村落共同体の維持が困難になるという観点から懸念しているのである。

本稿で取りあげた訴願が主張し、要求する内容と、小楠や赤星の展開する議論
の内容とは、様相も質も大きく異なっているが、後者があくまでも個人的見解の
表明であるのに対して、前者が集会の結果であるということは特に重要視される
べきだろう。こうした集会によって、同等位の役人たちの意見がまとめられ、よ
り上位の役人集団に何や訴願として提出される構造は、一郡レベルでも、一手永
レベルでも確認され、在地合議体制とでも呼ぶべき日常性を有していたからであ
る。

本稿で分析した地方役人からの訴願は、内容は役威向上のための帯刀要求であっ
たが、藩政の方針変更要求を含んでいること、地方役人同士のヨコとタテのネッ
トワークから発せられたものであったことを確認した。今後は、このネットワー
クの構造そのものをより詳細に把握していくとともに、この構造と次の二点との
関わりについて検討を深めていかなければならないだろう。

第一は、大江志乃夫の先駆的研究において、領主的特権の廃止と領主機構の解
体要求を含むものと評価された^{*32}、明治3年の藩政改革案との関わりである。こ
の作業は、この改革案を起草した徳富一敬が惣庄屋であり、彼が惣庄屋集会を通
して、藩領全域の民政を見渡す視野を獲得し、藩政批判を含む政策提言を発信し
うる資格と力量とを備えていったことを実態的に再評価することを意味する。

第二は、明治9年(1876)に実施された熊本県民会との関わりである。県民会
は男子普通選挙制で、まず小区会議員を選び、そこから10分の1が互選され大区

会を、さらに10分の1が互選されて県民会を構成することになっていた。従来までの研究は、この県民会を、熊本地域における近世からの歴史的な文脈とは無縁のものとして扱ってきたが、本稿の問題意識に立てば、これらの議員たちの圧倒的多数が地方役人経験者やかつての在御家人たちで占められていることを含めて、これまでの評価を全面的に洗い直す必要性に迫られるだろう。

本稿が意図しようとしたことの検討は、まだ緒についたばかりであるが、領国地帯の中でも、特に後進性が色濃いとされることの多かった熊本藩領において、在地合議体制とも呼ぶべきシステムが「発見」され、このような視角から近代への展望を見極めていく契機が得られたことの意義は、今後の近世地域社会論研究の進化・発展にとっても大きな意義を持っていると言えるだろう。

-
- *1 平川新「献策と世論」（同著『紛争と世論』〔東京大学出版会、1996年〕所収）279ページ。但し初出は1995年。
 - *2 近世地域社会論に関する研究史整理は数多いが、とりあえず、小野将他「近世地域社会論の現在」（『歴史学研究』748号〔2001年〕）と、平川新「なにが変わったのか／90年代の近世史」（『歴史評論』618号〔2001年〕）をあげておく。
 - *3 例えば志村洋が、近世大庄屋研究の現状と課題とを整理する中で、「大庄屋と郷土の関連性など、まだ論点にすべき問題はのこされているが、今後は以上の諸特徴を前提にして大庄屋制の実態論的検討を進める必要があるだろう」（渡辺尚志編『近世地域社会論』〔岩田書院、1999年〕序章38ページ〔志村の執筆部分〕）と述べるように、郷土、特に金納郷土の問題は、その背景理解が複雑で比較困難なためか、現状では「今後の課題」に掲げられるだけであると思われる。
 - *4 松本雅明監修『肥後読史総覧』（鶴屋百貨店、1983年）、木村礎他編『藩史大事典』第7巻（雄山閣出版、1988年）等による。
 - *5 この点を強調した最近の研究に、吉村豊雄『藩制下の村と在町』（一の宮町史3、2001年）がある。
 - *6 『新熊本市史』通史編第四巻（二〇〇三年）第五編第四章第四節「寸志と在御家人」参照。
 - *7 七浦古文書会編『徳富家文書』3（2002年）11～13ページ。
 - *8 明和7年の集会記録「明和繁雑帳 会所旧記」は藩法研究会編『藩法集7 熊本藩』

- (創文社、1966年)に、文政11年の記録「御国中寄合頭書」は『新熊本市史』史料編第5巻近世Ⅲ(1998年)に収録されている。
- *9 前掲『新熊本市史』通史編第4巻54ページ。
 - *10 吉村豊雄氏のご教示による。
 - *11 松本寿三郎「村寄合の性格と機能」(同著『近世の領主支配と村落』〔清文堂、2004年〕所収)369ページ。但し初出は1965年。
 - *12 吉岡哲郎「近代日本の義勇軍と軍夫」(2001年度熊本大学文学研究科修士論文)中の表④。但し原表は『日本帝国統計年鑑』から作成されている。
 - *13 『藩制一覽』上下巻(日本史籍協会、1928年)。
 - *14 『藩制一覽』上巻三六一ページには、山口藩の全人口は66,463人と記載されているが、この数字は同規模の他藩と比較しても、また天保期の同藩の全人口467,132人(『藩史大事典』第6巻〔雄山閣、1990年〕)と比較しても極端に少ない。そこで表4では次善の策として『藩史大事典』掲載の天保期の人口を採用している。
 - *15 『改訂肥後藩国事史料』巻十(侯爵細川家編纂所、1932年)331～332ページ。
 - *16 『藩制一覽』上巻342～343ページと、『改訂肥後藩国事史料』巻十の331ページに同じ数字が掲載されている。
 - *17 『藩制一覽』下巻187ページ。
 - *18 『新熊本市史』通史編第3巻第2編第3章「在御家人の出動」参照。
 - *19 細川家北岡文庫(熊本大学附属図書館所蔵)「明治二年 覚帳」(目録番号・文7-3-14)。
 - *20 同上。
 - *21 同上。
 - *22 『久住町誌』(1984年)82ページ。
 - *23 吉村豊雄「日本近世における津波復興の行政メカニズム」(熊本大学『文学部論叢』89号〔2006年〕)106～108ページ。
 - *24 注19と同じ。
 - *25 同上。
 - *26 同上。
 - *27 同上。
 - *28 細川家北岡文庫「明治三年 覚帳」(目録番号・文7-3-16)。
 - *29 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋支配」(『歴史学研究』729号〔1999年〕)89ページ。
 - *30 山崎正董編著『横井小楠 遺稿篇(復刻版)』(大和学芸図書株式会社、1977年)118ページ。
 - *31 拙稿「熊本藩郷士・赤星伊兵衛論」(佐々木克編『それぞれの明治維新』〔吉川弘文館、

2000年] 所収) を参照のこと。

- *32 大江志乃夫『明治国家の成立 (新装版)』(ミネルヴァ書房、1998年、但し初版第一刷は1959年) 及び拙稿「19世紀の藩社会と民衆意識－『肥後の維新』考－」(『日本史研究』464号 [2001年]) を参照のこと。

[附記1] 本稿は、拙稿「幕末維新时期熊本藩の地方役人と郷士」(平川新・谷山正道編『近世地域社会フォーラム3 地域社会とリーダー』[吉川弘文館、2006年] 所収) に大幅な加筆・修正を施したものである。この論文には厳しい字数制限があったため、史料の引用や細かい考察部分の記述をカットせざるを得なかった。今回、本報告書の場合を借りて、カットした部分を元に戻して発表するものである。なおタイトルを変更したが、論旨は変更していないことを附記しておきたい。

[附記2] 本稿の二(1)は、拙稿「熊本藩金納郷士制度に関するノート」(熊本大学拠点形成研究B報告書『世界的文化資源集積と文化資源科学の構築』[2005年3月] 所収) を下敷きとしているが、新たなデータを加え、考察の内容も変更している。読者には、本稿を利用していただくようお願いしたい。

表1 飽田郡五町手永の寸志褒賞

(人)

褒賞内容	年次	享和3年 (1803)	文化元年 (1804)	文化2年 (1805)	文化4年 (1807)	文化5年 (1808)	天保2年 (1831)	天保3年 (1832)	天保6年 (1835)	天保8年 (1837)	天保9年 (1838)
2人扶持			1								
歩使番列										1	
諸役人段									1		
作紋上下		1									
一領一疋・作紋上下一具			1								
一領一疋						1				3	
地士						1	1			2	
苗字帯刀御免・郡代直触		1		1							
刀御免				1							
苗字御免・郡代直触				1							
苗字御免・惣庄屋直触				1							
無苗庄屋直触、家内傘・菅笠御免				1							5
無苗惣庄屋直触			1			1		1		1	
礼服・小脇差御免、家内傘・菅笠御免				6							
礼服・小脇差・菅笠御免						1					
礼服・小脇差御免				1							
礼服・笠・菅笠御免				1							
礼服・傘御免				4							
礼服御免		2	1		3	1					
小脇差・傘・菅笠御免、家内傘・菅笠御免				1							
小脇差・傘御免、家内傘御免			1								
小脇差御免、家内傘・菅笠御免				3							
小脇差御免、家内傘御免			1								
小脇差・傘・菅笠御免		7		11				4			
小脇差・合羽・菅笠御免						2					
小脇差・傘御免			1			1	2				
小脇差・菅笠御免						2					
小脇差御免		3		2		3					
家内傘・菅笠御免			1	2		1		2			
傘御免、家内傘・菅笠御免							1	2			
傘・菅笠・合羽御免		2									
自身・家内傘・菅笠御免							9			1	
家内傘御免				2							
家内菅笠御免						3					
傘・菅笠御免				4		2				1	
合羽・菅笠御免						4					
傘御免		15		124		18	15	23			
菅笠御免				2		19					
御間承届		18	8			7					
合計		50	16	168	3	67	28	32	1	9	5

吉村豊雄「近世の身分編成に関する覚え書」(熊本大学『文学部論叢』78, 2003年)より

表3

	全人口	士族人口	士族比率
沖 縄	419,799	121,588	28.96
鹿 児 島	1,040,965	245,471	23.58
宮 崎	422,977	76,171	18.01
佐 賀	579,901	87,011	15.00
北 海 道	378,731	47,184	12.46
長 崎	768,571	79,892	10.39
東 京	245,775	116,830	8.31
山 口	948,570	70,114	7.39
熊 本	1,079,648	76,605	7.10
山 形	785,996	54,026	6.87
高 知	585,442	39,605	6.76
福 岡	1,849,841	79,602	6.30
全 国	413,787,76	2,024,31	4.89

注12 吉岡論文より作成。

表4

	全人口	士族人口	卒人口	士族比率	卒族比率	士卒合計
鹿児島藩	896,808	192,949	※579,40	21.51	64.60	86.11
佐賀藩	354,450	23,823	43,488	6.72	12.26	18.98
熊本藩	719,990	16,050	71,733	2.22	9.96	12.18
高知藩	495,936	30,506	17,681	6.15	3.56	9.71
福岡藩	366,330	6,769	26,005	1.84	7.09	8.93
山口藩	467,132	11,589	10,362	2.4	2.2	4.69
福井藩	284,935	4,819	7,326	1.69	2.57	4.26
広島藩	914,157	9,536	23,046	1.04	2.52	3.56
金沢藩	997,669	28,683	27,038	2.87	2.71	5.58
鳥取藩	371,640	8,605	24,205	2.31	6.51	8.82
彦根藩	177,518	※ 6,6	6,494	3.72	3.65	7.37
仙台藩	238,893	29,408	13,091	12.31	5.47	17.78

『藩制一覽』上下巻により作成

※1 鹿児島藩の卒人口は、原史料では「足軽以下」となっている。

※2 彦根藩の士族人口は、原史料に「上等士」「下等士」とあるものの合計。